阪神水道企業団経営懇談会（令和２年度第２回）会議要旨

【開催日時】令和２年 10 月 23 日（金）10：00～11：40
【開催場所】阪神水道企業団本庁舎２階会議室
【出席者】
［経営懇談会委員］
佐々木　弘　委員（座長）
水谷　文俊　委員
伊藤　禎彦　委員
西尾宇一郎　委員
道奥　康治　委員
足立　泰美　委員
［阪神水道企業団］
吉田　延雄　阪神水道企業団企業長
水口　和彦　阪神水道企業団副企業長
その他、部課長級職員等
【懇談会内容】
１．確認事項
２．報告事項
３．「懇談テーマ」に基づく懇談
４．その他

【配付資料】
・資料①　阪神水道企業団経営懇談会（令和２年度第１回）会議要旨（案）
・資料②　企業団における新型コロナウイルス感染症対策について
・資料③-1　水資源に関する国の動向
・資料③-2　水循環基本法の概要
・資料③-3　水循環基本計画（平成 27 年７月閣議決定）の概要
・資料③-4　新たな水循環基本計画（令和２年６月閣議決定）について
・資料③-5　水循環基本法に関連する企業団の取組み
・資料④　経営懇談会の今後の進め方
・参考資料①　経営懇談会における懇談テーマのキーワード

（企業団）
先月９月１日付で企業長に就任をしました。どうぞよろしくお願いします。
委員の皆様方にはお忙しい中、そしてコロナ禍の普段とは状況の異なる中、経営懇談会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。
これまで数々の御意見、御助言をいただいて、経営レポートの作成や、経営戦略における施策とＳＤＧｓとの関連付けの明確化など、私どもが気付かなかった部分を御指摘いただ

き、企業団の経営、事業運営に反映させていただいていると聞いています。今後も引き続き、専門的かつ客観的な視点で御意見、御助言いただきますよう、改めてお願いを申し上げる次第です。

本日の懇談会ですが、まず企業団の新型コロナウイルス対策等について報告をさせていただきます。その後、最後のテーマである水資源について、懇談いただきたいと考えています。この水資源というテーマは、幅広い内容になるので、前回の経営懇談会でお話があったとおり、内容を絞って「水循環基本法に関連する企業団の取組み」という資料を準備しています。企業団の取組みなどについて、御意見、御助言をいただきますようお願いします。

本日も限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いします。

（企業団）

本日、水道産業新聞社が傍聴希望しており、傍聴を承認してよろしいか。（承認）

（企業団）

～配付資料確認～

（委員）

今日、新しい企業長に御出席いただいて、幸い我々も全委員が出席しており、非常にありがたいと思っている。

まず、資料①の前回の経営懇談会の会議の要旨については、既に確認を終えている。

次に、報告事項では、企業団における新型コロナウイルス感染症対策について、資料②に基づいて事務局から御説明いただき、その後、委員から御質問、御意見をいただこうと思う。また、企業長にも自由に、我々と同様に御発言をお願いする。

（企業団）

～資料【資料②】説明～

（企業団）

～資料【資料②（参考）】説明～

（委員）

これについて何か御質問、御意見あったらどなたからでもどうぞ。

（委員）

資料②（参考）のコロナ禍前後における構成市配水量に対するコメントと情報共有であるが、経営に対する影響がどの程度かを注視している。先日、大阪広域水道企業団の委員会に行ったが、過去に出した水需要予測の点検として、2019 年度の水の使用量が予測値に対してどれくらいであったのか、予測の幅の中に入っているのかということを点検していた。昨年度はまだ辛うじて数字はよかったが、問題は今年度である。

今年の初めぐらいから生活用水は、ちょっと増えている。業務用は減っているが、合計す

るとそんなに変わらないという話は多いと思う。

しかし、予測作業をしたときの前提とした各要素の中身自体が変わってきているので、点検作業の要素が希薄になっている。例えば大阪広域では、家庭内での使用量は 10 年、15 年先に 240 リットルぐらいになっていくだろうという予測の下で計算している。しかし、これが 240 リットルなどになるかといったことは分からない。

業務用についても、どうなっていくかわからない。それから、ここに一部現れてくると思うが、夜間人口はそんなに変わらないとしても、昼間人口が変わってくる。この地方でいうと、大阪市、神戸市に通勤している人が大量にいるため、昼間人口のこの地域の分布自体がちょっと変わる可能性がある。そういったことで、予測を前提とした中身が変わっており、今後どれぐらい定着するのか、元に戻るのかというのは誰にも分からない。

阪神水道でも水需要の予測をしているが、それがどれぐらい合ったかを点検するという意味が、ちょっと希薄になってしまっている。だから、ひとつの前提とした中身を今後どう動くかを注視していくというほかない。そういうことが各地で起きているということを情報共有する。

今後例えば、神戸市の昼間人口が増えることによって、宝塚市の昼間人口が減っていくというような傾向があるのなら、コメントをいただければと思う。

（企業団）

伊藤委員から神戸市の事例が出ていたが、神戸市から聞いている話として、北区は、業務系の交流人口が少ないエリアでは、他都市と同じように増えている。いわゆる在宅勤務、家庭にいるということで水需要は増えていると聞いている。一方、六甲山の南側の商業地や業務系の下げはやはり大きいという状況になっている。

通常、末端事業者として水需要予測する際には、業態によって、それぞれ分けてサムアップしているが、委員が言われるように、前提条件を今後見直していかないといけない話であるかと思う。ちなみに、夜間人口 1 人当たりの水量についても、各都市ばらばらであるが、大体 250 リットルとかである。一応、標準的な数字であるが、それも見直しをしないといけない状況かと思うし、業務系についても過去のトレンドで予測しており、そのため水を使う量がどう変わっていくかは注視しないとといけない。また、地方分散というか、東京からの転入、事業者の移転なども念頭に置かないといけないこともあるし、工場自体が今後、どういう形になっていくか、国内に戻ってくるという話もある。色んな要素があるので、注視していく必要があると思う。

ちなみに、阪神水道の場合は今年度が経営戦略の初年度であるので、水需要予測は各構成市が予測したものをサムアップしているという状況であり、それについては今後、研究していかないといけない。

（委員）

今、基本的に業務用が減り、家庭用が増えて、イーブンとは言わないが、そういう合計（内訳）になっている。手を洗うのは業務の人も家庭の人も増えている。私の周りでも手洗いはとても増えている。

手洗いによる影響がどの程度あるのか分からないが、構成市全体として 7 月の需要が減

っている。これは、今年は天候が不順であったためとのことであるが、それだけの理由なのか。

（企業団）
私の過去の経験から申し上げると、天候というのは非常に水量に影響する。猛暑であれば当然かなり出るし、冷夏という状況になるとかなり水需要は減ることから、先ほど説明があった内容が正しいと私自身は思っている。
今、委員が言われた手洗いについては、神奈川県企業庁が、減免を行う際の水量の根拠を10％としている。手洗いによって10％の水量が増えるという前提で、それを根拠に10％減免するということを聞いた。それが正しいかどうか分からないが、一つの目安として言われている。
もう一つ、経営のことを考えると、水量が一緒であっても、業務用は逓増制であり、たくさん使えば使うほど単価は高くなる。
同じ水量であっても事業体としては、減収になってしまうということは、これから出てくると思う。

（委員）
天候の影響がものすごく大きいとしたら、需要予測の意味づけが難しくなる。

（委員）
二点気になるのは、実際に財源と、使用料の視点をもって考えた場合に、実績給水量は固定費と変動費であるなか、商業地域に関しては、その使用量はコロナ禍によって抑制され、この先も減る想定の下で、この影響が続くのではないかと言われている。そういった中で構成市それぞれの傾向が違う。神戸市についても、住宅地の北区から始まって、商業地域である中央区など、神戸市内でも、この要因が影響してくる。
そういう意味では今後、どこを一番改良しやすいのか。特に二部制でとっているところについては商業地域であるほど乖離が大きくなる可能性がある。予測において留意しても良いのではないか。
次は、財源について、分賦基本水量は実績給水量と乖離があるという実績が前提であり、それがさらに乖離を増やさないか、注視する必要があるかと思う。特に市町はこの半年間、減免制をとった。いわゆる使用料を払わなくてもいいという対応である。そのため、市町がどの財源で対応したのかというと、市によっては一般財源から繰り出したところもあれば、自分たちの貯金である、地方公営企業の貯金から一時的に使用したところもある。このように事業体は厳しい状況にある。そういったことを構成市に、分賦金をどの様に御理解いただけるか、留意する必要がある。

（企業団）
答えになるか分からないが、収入としては商業地などはかなり厳しく、これからも続くかと思う。ＧｏＴｏキャンペーンなどで、人も出始めているが、今後も第２波、第３波と続いていくと思うので予断を許さないと思っており、楽観視は出来ない。

一方、減免については、神戸市以外の４市は、減免を行っている。本来であれば総務省の繰出基準により、一般会計から水道会計に繰出すというのが本来の筋だと思うが、全国的に見ても、それを行っているところは、そんなに多くない状況もあり、やはり水道特別会計から出している形になるので、次の値上げの圧力になるのか、あるいは、更新財源の削減という話になるのか、予断は許さないのかなと思う。その辺は、我々も注視していなければならない。

（委員）

一番最初に御説明いただいた庁内の対策に関して、５割まで達成したとある。しかし、３割までを目指すとあるが、企業団の職員規模を考えると、部局によって３割まで減らしてしまうとゼロになる可能性がある。そういう限界があるかと思うのが、企業団として大体の最終目標をどの辺まで目指そうと考えているのか。それから職員の在宅勤務の状況であるが、円滑に在宅勤務ができるような、いわゆるネットワーク環境を補助されているか。その辺の補助の仕方によっては、遠隔会議がかなり円滑に進んで、わざわざ出勤しなくても会議を頻繁に実施できるようなことも可能かと思う。大学は人数が多いので、相当サーバを補強しているが、企業団も、その辺りのリソース自身の補強なども優先されているのか、その辺りを聞かせて欲しい。

（企業団）

在宅勤務については、何割にするかは、基本３割までという話があったが、内部で話をして、やはり事業継続に必要な、特に現場は３割まで減らしてしまうと、オペレーターなどがうまく手配がつかない。水は送り続けないといけないので、どうしても維持管理や保守などの最低限のことは必要となるので、特に現場はできなかった。こういう状況であったので、現場は「サテライト勤務」を行った。浄水管理事務所は、もともと４つあった事業所を一つにまとめたので、３つの事務所があり、それが空いている状況があったので、人を配置して分散勤務を行った。あと、少しは在宅勤務もしていた。

本庁は半分以下にしていこうという話で、２班のローテーションとし、それにプラスで基礎疾患がある方などは、もう少し在宅を長くやるような形にした。あとは、時差出勤なども取り入れながら、３割を目指したが、実質的には、例えば給料の事務になってしまうと、担当のうち３分の１が出てきただけで処理ができるかというと、できない時期があったり、決算時期であったため、決算自体の報告は待ってくれていないということもあり、その辺りはちょっと変則な勤務、完全にローテーションが組めるものではなくて、みんな一緒に出てきて、みんな一緒に休むような、仕事を進めながら何とか減らせないかという中でやってきた結果が５割弱ぐらいである。

計算の仕方がいろいろあるが、分散勤務等をどう評価するかであるとか、例えば時間休暇を取った人の扱いをどうするかは、あまり決まっていないので、計算の仕方によっては、もう少し下げたとみて、大体５割以下には出来ていたかなということである。

在宅勤務については、言われるように、テレワークは、きちんとできるような状況ではなかった。ただ、元々システムを入れているもの、メールについては外部申請さえすると、自分のパソコン、スマホで見れたり、システムの中のドライブにファイルを入れると、外部で

メールと同じような形で見えたりするので、一部そういうものも使いながら、在宅勤務ができるような人は実施したが、やはり全員ではなく、企業団に来ないとシステムを使えないような人事給与などは、どうしても来ないといけないというようなことで、緊急事態宣言のときには、それほど効果的ではなかったが、年度末にかけては、まずはサテライト勤務で、ちょっと設備的に不備があったところがあったので、そういうものを整理していこうということと、あと、在宅勤務用でパソコンなども用意して、在宅勤務がもう少しできるような整備を試行しながらやっていく形に持っていきたい。

（委員）

いろいろ難しい問題があるかと思うが、特に今出たようなステイホームというか、それを実際やろうと思うと、色んなそれをめぐる環境が整っているか、それに対する事業者側のサポート体制がどうなっているかとか、色々と考えなくてはいけない問題が今後も出てくると思うが、それがもたらすメリットとデメリットは色々と言われている。

それから、資料②１ページのところで、「対応策」のマスクとかアルコール消毒液、そういうものの調達もうまくいっているというような話が書いてあるが、この辺については結構だなと思うけれども、国全体とかそういうような立場から見ると、こういうものの調達を海外に依存するような場合、色々な問題が出てきている。今後、また、どういうふうに感染が爆発するか分からないが、そういうような問題もあるなと思いながら聞いていた。

それから、資料②の３ページのところのグラフだが、非常に面白いグラフである。常識的に考えられていたことが非常にビジュアルな形で表してもらっている。大きく分けると、神戸市、尼崎市のパターンと住宅都市と思われている西宮市や宝塚市の二つの類型に分かれるのではないか。こういうようなものを全国的なグラフができていれば、より面白いと思うが、事務局に確認した限りでは、まだできていないらしい。この辺のことについて、日水協などはどういうふうに考えているのかと思った。

それから、色々な需要が変化しているが、それが何年ぐらいで今までのパターンに戻るのだろうか。これは経済とか経営からすると、例えば航空業界の業績がいつごろ回復するのだろうかという非常に大きな問題もある。そんなことも考えると大体、世界的に見て、企業が考えているのは、３年ぐらいはかかるというふうに見ているところが多い。だから、水の問題はどれぐらいでコロナ以前の状態に戻るというふうに水道の業界では考えているのかという辺りも非常に興味深い。

先ほど委員のほうから質問が出た水道料金の減免が行われた。かなりの市町で行われているが、その財源の手当をどういうことでやっているのかというような問題が一つある。

それから水質の問題であるが、これは私のほうから尋ねたいのだが、海外、特にフランスなんかを見ていると、下水道の排水をチェックしている。そこにウイルスの量が増えたりするということがあり、そのことがもしかしたら次のセカンドウェーブをある意味では予測可能でないかみたいなことは言われている。日本でも若干の大学では、そういうことをやっているところが既にあるみたいである。この辺を企業団はどういうふうに考えているのか。

つまり、琵琶湖系の水を引っ張っているが、あそこにはもう京都をはじめとして、たくさんの下水というか排水が入っている。これをチェックしていると、こういうウイルスの影響が分かるのだろうか。

（企業団）
事業体で淀川そのものにウイルスがいるかどうかを調べようと思うとＰＣＲ検査か何かをしなければならない。それをやっているところはない。ただ、国立保健医療科学院が河川の水のウイルス関係を調べているというようなことで、淀川の原水なども調べているところである。
阪神水道がやってきたことは、３月ぐらいから、とにかく水処理、塩素処理に何か支障があるような工事は中断した。あとオゾンに万が一、支障があるような工事はやめておこうということで、塩素処理とオゾン処理に影響が出そうな工事を中止してやってきた。

（委員）
淀川は特に危ない。水が何回も取ったり、捨てたり、多段階に繰り返し利用されてきている。上流から何度も利用されてきているから。

（委員）
確かにコロナが流行ったときに、特に外国から、そういう下水中のウイルスが、後に来る感染者の発生の前兆ではないかとあったが、そのあと取り消されている。
日本では水環境学会というところでタスクフォースがつくられて、第１波と第２波の時の下水中のウイルスの関係を調べられたが、最近の報告でいうと、その下水中のウイルスの山と感染者の山がほぼ重なっている。
ほぼ重なっているので、下水中のウイルス濃度を逆算して、次に感染者の山が来るというのを予測するというのはちょっと難しいというのが、一番最近の日本のデータかと思う。

（委員）
日本では、そういう研究は国の研究所でやっているのか。

（委員）
水環境学会に国土交通省とか東京都とかが協力して行っている。

（委員）
重なっているということは、あまり長く生き残らないということである。

（委員）
それでは、資料③の「懇談テーマ」について、我々のキーワードが幾つかあり、それについて懇談テーマのキーワード、いろいろ今まで出てきたのは５つぐらい固まりがあって、これに加えて「水道法」に関係するものを１回、臨時でやったので、６つの大きなテーマを掲げて今までやってきたが、その中で一つだけ残されているものがあって、３番目の「水資源」というものが残された大きなキーワードだった。
これに対して前回申したように、一応こういう懇談テーマとして、あらかじめ掲げたが、「水資源」という問題はどちらかというと国レベルの問題であり、阪神水道と直接的にあま

り関係がない感じがあり、このテーマを議論するのがどうか申し上げた。これに対して、阪神水道と関わる部分がないとは言えないので、1回程度はやってみようとなった。「まとめ」は今回はやらないが、特に阪神水道と関わりが強いところに焦点を当てて、勉強してみてはどうかというのが今日の話である。

（企業団）
～資料【資料③、資料③-２、資料③-３、資料③-４、資料③-５】説明～

（委員）
これについて何か御質問、御意見をお願いする。

（委員）
資料③－４において、これは見直すとされた「水循環基本計画」が新たに策定されて、公表されているというとか。６月にできたのか。

（企業団）
そうである。

（委員）
分かった。この地域では、３ページ目の下のほうに、「水循環基本計画」の概要の下の、このような形のものがあるわけだけれども、特に阪神水道に対して、こういったところ、あるいは兵庫県からの指令、指導、協力要請とかがあるのか。

（企業団）
国や県から特に水道事業者宛ての要請は、今のところない。

（委員）
最近の水害の印象が非常に強いので、この見直された計画を見ても、水害リスクの対応が強調されている。「水循環基本計画」の主要なパーツは流域治水が主な内容であると、誤解しかねないほど「水害対策」が強調されているなという印象である。「水循環基本法」の大事な理念というのは、流域のあらゆるタイプ、ステークホルダー、林業であったり、農業であったり、水産業であったり、工業であったり、あるいは森林生態系のことを考える人たちであったり、「水環境」のことを考える人たちであったり、もちろん上水道に携わる人、下水道に携わる人、そして地域流域の住民の方々、その人たちがみんなで集まって、資料③-４の８ページにあるようなことに努めて、追求していくというのが目的である。だから、決して、国土交通省や河川管理者が音頭を取らないといけないというようなものでもない。
それが国土交通省のものになってしまっているが、本来の分野からすると、そういった総合的で理念的なものである。水害対策も現実問題としてあるなかで、そういう理念をしっかりキープして今後進んでいくという、そういうふうな印象を持った。

（委員）
やはりこの話はＳＤＧｓの話じゃないけれども、地域だけでもないし、国だけでもないし、世界的な話なのである。だから、阪神水道とどう関係してくるのか、何か難しいという気がした。

（委員）
先ほどから出ているように、極めて包括的な法体系になっている。ただ、その中で阪神水道が自らできるところはどうなのかということを考えていくきっかけになる。幾つか質問があるのだが、資料③－１で、吉野川水系で管理型の計画の変更について、例えば、治水の危機管理型、いえば何かいろいろ水系を導入して、いろいろ道具を使って管理するようなイメージである。渇水というか、水資源対策としてのリスク管理型のツールというのは、具体的にどんなものがあるのか。
それと、資料の③－５で御説明いただいた「渇水対応タイムラインの作成」ということであるが、国のほうでいろいろ考えているのだろうが、やはりいわゆる天候に依存した渇水のときの「渇水対応タイムライン」ではなく、「事前放流」みたいな内容が入ってくると、「事前放流」による人為的な渇水リスクというのが当然出てくると思う。だから、「渇水対応タイムライン」というのは、必ずしも従来のイメージの渇水ばかりでもないのでは。その辺り、この基本法の中に議論があったのか分からないけれども、教えて欲しい。
それと、「水循環基本法」というのは、新たに水をつくるというよりは、循環させるという、再利用や流域に貯留するなどである。新しい水を作っている阪神水道の仕事の内容の中ではリサイクル的なことは、資源をリサイクルされていると思うが、水を再生するというふうな方向に、これからの阪神水道の展開があるのか、ベクトルがあるのかどうか、以上３点を教えていただきたい。

（企業団）
まず、渇水に対する対応については、水道事業をやる上では、渇水に対しては、貯めておくだけでは、塩素がなくなってしまうため限界がある。そうするとやはり代替水源などを確保していくというのが大切になっていく。通常、認可等で説明する際には、水源について、そのように説明することが大切と思っていて、今までそういったことをやってきた。
二つ目の「事前放流に対する渇水リスク」についても、今年の４月に国土交通省が「事前放流ガイドライン」を出していて、その時に例えば空振りになった場合、水位が戻らないというような場合には、広報活動費用や給水車が出動したときの対策費の増額分を負担することは含まれているが、そこにも「など」というような表現になっていて、それには代替水源についても書かれているが、それも定性的な状況であり、具体的にはケースバイケースで地域によって違うかと思う。幸いにして、阪神地域には琵琶湖・淀川水系、琵琶湖という大きなものがあるため、空振りの時には、そういう意味では若干、楽観視してもいいかなと考えている。ただ、その時の水利権活用の仕方のルール化は必要かと思う。
水のリサイクルについては、浄水場でろ過池の洗浄排水を着水井に戻すことをしている。若干であるが、そういったことしている。汚水の膜処理は、阪神水道が手を出すところではないと考えている。出来ることは限定的であるが、水の有効利用として出来ることはやって

いくという状況である。

（委員）
　１点目と２点目のリスク管理の話と、それからタイムラインの話で、２点目の御説明は以前から聞いている。ただ、それをタイムラインと渇水のときという限りにおいては時間軸上で管理するのが本来の議論だろうということを言いたい。渇水リスクも同様で、やはり時々刻々変わっていく状況というのをモニタリングする何らかのツールであったり、治水は、そういう方向で動いていると思うのだけれども、渇水についても、何か今の状況をリアルタイムに情報収集できる何らかのツールが要るような気がした。予備水源を用意するというのは全体的な容量の話である。要するに時間勝負の時代になってきたということだと思う。

（企業団）
　１点目の「危機管理型」のフルプランとも関連すると思うのだが、従来のフルプランは10年に一度起こるような渇水に対して、安定的に水を供給するという考え方であるが、「危機管理型」というのは、既往最大の渇水にときにおいても必要最低限の水を確保しようというもので、今回、吉野川のフルプランには、そこが加わったというふうに聞いている。
　その時のツールとしては、「予備水源」という話があるのかも知れないし、その時の水融通であるとか、事前の流域連携、あるいは「見える化」みたいな話も考えられる。淀川も、危機管理型に変更が予定されていると聞いているので、その中でこれから議論が始まっていくと思われる。

（委員）
　既往最大の理論であるということだと、危機管理という言葉が整合しない気がする。

（企業団）
　既往最大以上のものもある程度、多分想定はしているだろう。数字できちっと定量的にできているかというと、そういうことにはなっていない。

（委員）
　教えていただきたいのだけれども、この「水循環基本法」が策定されて、計画があって、非常に理念的に大切なことだろうというのは思うのだが、具体的に何をしないといけないのかという、よく分かりにくいところがあって、例えばこの「水循環基本法」の概要の中の基本理念の下のところに「国や地方公共団体等の責務」というのが書いてあり、その中に多分こういうことをやって関係する県や、いろんな基準に関して、こういうルールが出てきて、それをベースにして計画が立てられるというのがあると思う。
　そうすると、水に関係するような団体とかいろんなところに対しては、何をすべきなのか、何なのかというのは、オブリゲーションなのか、あるいは、こういう理念に基づいて何らかやって欲しいことなのかどうか、よく分からないところがある。やるべきことがたくさんあり、これは大切なことだけれども、どこまでそれを、一企業団がそれをやるのか。

（委員）
企業団ではない。

（委員）
資料③－５を見ていくと、企業団の取組みで、９つの中で幾つかを取り上げたとなっているが、ＳＤＧｓの話もしたけれども、17 もあるところで、やれるようなことはとにかくやっておこうということになってしまうと、問題かなとも思う。この辺、法があって、上位の計画があって、降りてきた中で、これはどういう姿勢で、これをやるのかなというのが、よく分からないので、その点の考え方を、教えていただければと思う。

（企業団）
そもそも「水循環基本法」というのは、地下水の管理がばらばらな状況で、工業用水、農業用水、飲料水もあるなかで、一元的にやろうとするにはどうするかというようなことが底流にあって、併せて、水質というのは、どうしても人間が水を使うと悪くなるので、それを循環利用するような形で、どうやれば人間の生活と水との関係がよくなっていくか、そういうものを法律で位置づけた。その結果、どこかの省だけが担当するのではなくて、内閣府に水循環の本部を作って、そこで統括する形になっている。
実際に、それに基づいて「水循環基本計画」がつくられているのだが、それもかなり漠然としたものであり、実際には地域ごとに、あるいは流域ごとに「水循環計画」をつくれというふうになっている。先ほど兵庫県の水ビジョンという話もあったが、これも言われるようにオブリゲーションで何かをやらないといけないとか、そういう仕組みにはまだなっていない。
ただ、やはり水を使う人や水に関わる人たちは、こういう水循環を、できるだけ健全な形にしていこうということを意識しながら、関わって欲しいという気持ちのようなものが出てきているイメージで理解してもらえば良い。

（委員）
関連して、私が経済とか経営の観点から振り返ったときに、水の水源とかというのを考えて、こういうきれいな水やら色んなものを、例えば、ある企業から、結局、水は誰のものになるのかというようなものにも関連する。そういうものを例えば商業利益の目的のためにやるべきなのかとか、水循環だから、例えば上流のところでダムを造ることによって、例えば、あまりにも水質がきれいになってくることによって、海の海洋資源に関して、あまり良くならなくなってしまうという、これ全部、その循環にも関係する。この基本計画や基本法のところで現実問題のところがよく見えていないところがある。書いてある内容は立派だというのはあるけれども、具体的な例えば、いろいろ地下水の問題でもそうだと思う。地下水を途中で引き上げることによっても、いろいろな問題が出てくるだろう。そことのリンクがよく分からないのだが、こういうことに関しては絶対これは駄目とかという議論は絶対出ないと思うけれども、現実問題は、そこまでは触れていないということなのだろうか。

（企業団）

この「水循環基本計画」に「基本」という文字がついているのがそういうことであり、例えば「環境基本法」というのがあるが、その下には、例えば水質汚濁防止法、大気汚染防止法がぶら下がっている。「水循環基本法」に関しては、まだその下に個別法がぶら下がっているという構造になっていない。議論が進んでいく中で、具体的な法律ができて、そこにオブリゲーション的なものが発生すると、そういう流れになってくる可能性もある。

（委員）

私自身、ちょっとこれをつくる段階で関わったことがある。私が申し上げたのは、イギリスの水関係の歴史を勉強したことがかつてあったので、私の個人的な意見は、イギリスのような全国的な水の、あらゆる水に関わるいろんな権限を包括的に持った、「ウォーターオーソリティー（water authority)」みたいなのを作れといつも言ってきて、それに対してこれが出てきたわけだが、そこでみられるものは、水に関わる権限を有する様々な官庁の寄せ集めである。だから、こんなのでは駄目だと僕はいつも言っていた。

水に関する様々な権限を各省庁から奪って、総理大臣でも何でもいいから、非常に強力な権限を持って中心になる者がやらないと纏まらないのではないか。主体がはっきりしていないからだ。

僕のその問いに対する国の答えは、各県とか都道府県が中心になって「協議会」を作ってやりたいとなっている。僕は、「協議会」では意思決定は遅くなるかもしれないし、そんなものできないのではないかと言って、それで終わった。それ以来、関係していない。

（委員）

この資料③－４の１ページ目の「水循環基本法」と書いてある第 13 条５で「施策の効果に関する評価を踏まえ、５年ごとに水循環基本計画の見直しを行い」と書かれている。「評価指標」があって、それが達成できたのかどうか。それの評価を踏まえて見直すのが本来の姿である。そういうところまで行っていない。「評価指標」が必要である。

だから、より積極的には、「水循環基本計画」、それぞれの中で、それぞれの流域における「評価指標」というのを明記して、進めていくというのが現実的である。

（委員）

それでは、次のテーマに移っていきたいと思う。「経営懇談会の今後の進め方」について、「懇談テーマのキーワード」を５つぐらいあげてきた。それが今の水資源関係のもので、設定したテーマを完了した。

次に、どのような形で進めていくかである。幾つか考えていただきたい、相談したいことがあるが、ひとつは、開催の期間と回数を決めたい。従来は企業団の予算の議決後、大体７月から８月と、決算の認定後、１月から２月あたりの２回である。予算と決算の話、これを中心にして年２回は、この懇談会を行ってきた。

問題は、もちろんその時に、他の幾つかの議題も議論のテーマになるわけだが、それ以外の時期はどうなのかという話があった。つまり、最低年２回というのが確保されている。それを基本として、あとは必要に応じて開催をするというように、弾力的に開催する理解で良いと思うがどうか。「開催時期」、「開催回数」がひとつ目である。

もう一つは「テーマ」である。今までやってきたような「懇談テーマのキーワード」を今後も幾つか皆さんから出していただいて、それを中心に、その時にはいろんな資料が必要となる。その資料は事務局に頼っているので、事務局が作成しやすいようなテーマを順番でやってきたが、同じようなことをやっていくのかどうか。

「懇談テーマ」の案として、事前の打ち合わせ段階で事務局と話をした中では、「アフターコロナ」とか「ウィズコロナ」はどうか。今後のいろいろ価値観も変わってくるだろうしというような話がある。

あるいは「デジタル化」はどうかというような案も出ている。それから阪神水道の水に余裕がある場合に、今までの構成市を超えて、それ以外の新しい供給先を求めて水を売る、いわゆる「新規供給」など。それから他の事業、特に「工業用水道事業との連携」というようなこともテーマにあがっている。幾つかのテーマを従来どおり掲げていくかどうか。

それともう一つは、テーマ以外で何か新規というか、あまりマンネリにならないように時々は、何か新しいものを入れていったほうがいいのではないかというのがあって、その次に思い浮かぶのが、一応メンバーは我々固定しているから、それに加えて外部から「ゲストスピーカー」みたいな方をお招きして、ここへ来てもらって、ディスカッションをするというのも活性化になるのではというのが一つである。

その際に、「ゲストスピーカー」の対象になり得る方は、例えば海外へ行って帰ってきた人、それをできるだけ帰国後、早い時期にやってもらったらどうか。あるいは、委員そのものが書かれた論文とか本など。それ以外にも我々が、それぞれの方が御専門の分野は違うけれども、その分野で注目していて、これは面白そうな論文だなとか、これはいい本だなというような、内外のそういうものがあれば、それをどなたかが紹介していただいて、それについてディスカッションをするというのも一つの案かなと思う。そのときは紹介する委員の方がやっていただいてもいいし、その書かれた御本人をお呼びすれば、先ほどの「ゲストスピーカー」にもなる。

もう一つ事務局との話合いの中で考えてきたのは、「現場」を見ようかという話である。いろんなダムとか、新規の供給先の候補があって、ある程度、公になりつつあるようなものがあるときに、そこの現場を見せていただき、いろいろ説明を聞くというようなこともあってもいいかなと思う。

まとめると、「ゲストスピーカー」をお招きする。それから、いろんな論文とか著書等々の業績を上げられた方をお招きする。それから、その業績そのものをどなたか委員が紹介をして、ここで披露してもらう、議論をする。それから、水の関連する施設や「現場」を見て、いろいろその「現場」で説明を聞いて、そこで会議を開いてもいい。事務局との間で、アイデアとしてはこのようなアイデアが出てきている。以上、全体、回数、テーマの話、懇談の中身の話について、自由にいろんなアイデアがあれば発言をお願いしたい。

（委員）

「ゲストスピーカー」であるが、ややもすると学術成果の紹介みたいなことにもなりがちであるが、逆に、一番最初の議事で出ていた「コロナ禍の水道経営の状況」みたいな話で、その需給関係がこういう非常事態でどう変わっているのかということ。やはり各水道事業者、いわゆる水を小売りしている団体をいろいろ分析する必要があると思うが、そういうカ

スタマーと需要の関係みたいな社会現象は、自治体を超えてどこも共通だと思う。管轄下の自治体の情報を集めるのはまず第一である。その逆に、同じ社会現象の中で、他はどうなのか調べてみては、ちょっと現場の情報共有みたいなことがあっても、こういう時期だから相互に役に立つと思った。

（委員）
　最後のふたつは、何年か前にやっていただいた。
　その時から大分年数も経過しており、新しく加わった委員もいるので、現場を見ても良いと思う。
　普通では見られないところを企画していただいても良いと思う。
　千苅貯水池など。

（委員）
　阪神の持ち物でなくていいと思う。

（委員）
　もちろん。事務局と私が事前に話している中で出たのは、テレビか新聞で見たが、琵琶湖のほうの博物館がリニューアルしたニュースを聞いた。
　いろいろなアイデアを出して貰えれば、事務局と相談して柔軟に対応しようと思う。今の段階でそんなところで良いか。

（企業団）
　「次回の懇談テーマ」というのもあるが、お話いただいたとおり、次回は、決算が認定された後の１月から２月くらいということで開催させていただければと思う。

（委員）
　それでは、以上で終わりたいと思う。どうもありがとう。

以上